

令和8年度

課題 → 地域差・発効遅れ！

★ News 『最低賃金』・全国平均 1,176円(時給)へ

中央最低賃金審議会(厚生労働相の諮問機関)は、7月28日、令和8年度(2026年度)の地域別最低賃金の全国平均を、現在の時給1,121円から55円引き上げ、時給1,176円とする目安額を取りまとめました。過去最高額となりますが、引き上げ幅は昨年を下回りました。この目安額を参考に各都道府県の審議会が各都道府県の最低賃金を審議・決定し、10月以降順次、発効します。

【最低賃金とは】地域別最低賃金は全ての労働者に適用される時給の下限額で、最低賃金法で①働く人の生計費 ②世間一般の賃金水準 ③企業の支払能力の3要素を考慮して決めるとされており、審議会では、労働者側からは食品価格の上昇で暮らしに大きな影響が出ているとして、昨年を上回る大幅な引上げを求める一方、使用者側は中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力を踏まえた判断が不可欠と訴え、審議は難航しました。

※なお、最低賃金には「地域別最低賃金」(産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される)と、「特定最低賃金」(特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用される)があり、両方が適用される場合は、高い方の最低賃金が適用されます。

【地域差】中央審議会は各都道府県の引上げ額の目安を、全都道府県をその経済実態に応じABCのランクに分け、大都市6都府県のA54円、福岡など28道府県のB56円、青森・沖縄など13県のC56円と示し、これを基に各地方審議会が実際の改定額を決定します。

【発効の引き延ばし】最低賃金は、各都道府県の最低賃金の官報公示から30日経過後または30日経過後の指定する日に発効すると定められています。

これまでは10月上旬に殆どの都道府県で発効しましたが、早期発効を求める労働者側と、一定の準備期間が必要だとする使用者側との折り合いがつかず、昨年2025年度は6県が翌年に発効、最も遅い秋田県は2026年3月31日で半年遅れの発効となりました。

厚労省は、30日を超える発効の日付を指定する場合は、引き延ばしの理由を明示することと定めるなど、対策が課題となっています。

★ News 『雇用保険法』改正のポイント

令和10年10月1日施行

令和6年(2024年)5月成立した改正雇用保険法により、①雇用保険の適用拡大 ②教育訓練やり・スキリング支援の充実 ③育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等を内容とする改正が行われ、既に「こども・子育て支援法」「教育訓練休暇給付金」などが施行されています。

雇用保険は、労働者を1人でも雇用している場合、法人・個人を問わず原則として適用事業所となります。①雇用保険の適用拡大(施行は令和10年10月1日)は大きな改正となるので、人件費対策など留意してください。

【雇用保険改正内容のポイント】

項 目	現 行	令和10年10月1日以降
週所定労働時間(被保険者の加入要件)	20時間以上	10時間以上
賃金の支払の基礎となった日数	11日以上	6日以上
賃金の支払の基礎となった労働時間数	80時間以上	40時間以上

これにより被保険者となる者は求職者支援制度の支援対象から除外しない。(当分の間)

1か月とカウント



暑中お見舞い申し上げます。

〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063